

栗山町栗山駅南交流拠点施設条例

(設置目的)

第1条 町民をはじめ栗山町に関わる人の活動と交流の促進を図り、関係人口を創出することを目的として、栗山駅南交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 交流拠点施設の名称及び通称並びに位置は、次のとおりとする。

名称	通称	位置
栗山駅南交流拠点施設	栗山煉瓦創庫 くりふと	栗山町中央3丁目151番地1の内
		152番地1
		153番地1
		154番地1
		155番地1
		156番地1
		157番地
		158番地
		159番地
		160番地1

(開館時間及び休館日)

第3条 交流拠点施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日

ア 月曜日（当該月曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）

イ 12月31日から翌年の1月5日までの日

(使用の許可)

第4条 交流拠点施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受け

なければならない。

2 町長は、前項の規定により許可する場合に、必要な条件を付することができる。

(特別使用の承認)

第5条 交流拠点施設において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

(1) 物品を販売するとき。

(2) 興行、展示会等をするとき。

2 前項の承認は、交流拠点施設の利用がある場合、かつ、その管理に支障を及ぼさないと認められるときに限り、これを行うことができる。

3 前条第2項の規定は、第1項の承認について準用する。

(使用の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、設備及び備付物件を損傷するおそれがあるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。

(4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料等)

第7条 第4条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める使用料及びサービス利用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 第5条の規定により特別使用の承認を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

3 町長は、公益上必要があると認めたときは第1項の使用料及びサービス利用料並びに前項の使用料(以下「使用料等」という。)を減免することができる。

(使用料等の還付)

第8条 すでに納付した使用料等は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰さない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 使用期日の前日までに使用の変更又は取消しの届出があつて、相当の理由があると認められたとき。
- (3) その他災害等特別な理由があるとき。

(目的外使用等)

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備)

第10条 使用者が使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

(使用の取消し等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 第6条の規定に該当することとなつたとき。

2 前項の場合、使用者に損害があつても町長はその責を負わない。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、使用を停止されたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 使用者が使用に当たり、建物、設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、町長が定めるところによりその損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、町長は賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第14条 町長は、交流拠点施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、交流拠点施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 交流拠点施設の維持、管理等
- (2) 使用の許可等に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合における第3条から第6条まで、第10条第1項、第11条及び前条の規定の適用については、「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の收受等)

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に交流拠点施設の管理を行わせる場合においては、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合においては、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、使用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が別表第1及び別表第2に規定する使用料等の額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

5 指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還

付することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月21日から施行する。ただし、別表第1に規定する個人使用以外の使用については、令和5年4月1日から施行する。

(開館時間の特例)

2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間は、第3条第1号に規定する開館時間については、同号の規定にかかわらず、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、午前9時から午後5時までとする。

(使用料等の特例)

3 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間は、別表第1に規定する個人使用に係るサービス利用料については、同表の規定にかかわらず、町内に住所を有する者からこれを徴収しないものとする。

(準備行為)

4 使用の許可その他使用のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても、これを行うことができる。

(栗山町公の施設使用料減免条例の一部改正)

5 栗山町公の施設使用料減免条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改める。

第2条に次の1号を加える。

(13) 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例(令和 年条例第 号)第2条に規定する栗山駅南交流拠点施設

別表第1（第7条、第15条関係）

1 栗山駅南交流拠点施設使用料

(1) 専用使用

区分	料金 (1時間につき)	備考
多目的ホール	1,510円	使用面積を区切って占有使用する場合は、占有面積に1m ² 当たり10円を乗じて得た額とする。
展示ホール	330円	
調理室1	130円	
調理室2	310円	
会議室1	530円	
会議室2	1,010円	

(2) 加算

区分	加算割合	備考
入場料等を徴収する場合	10割	
営利又は営業が目的の場合	10割	
入場料等を徴収し、かつ営利又は営業が目的の場合	30割	
開館時間以外の使用	1割	上記いずれかの加算がある場合は、加算後の使用料に加算する。

備考

- 1 入場料等とは、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものをいう。
- 2 算出された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用時間には準備時間及び整理時間を含むものとし、その使用時間に1時間未満の端数がある場合は1時間として計算するものとする。
- 4 閉館後から翌日の開館までの間の展示又は物品の保管等で専用する場

合の使用料は徴収しない。

5 暖房料は、11月1日から翌年の4月30日までの期間に専用使用するとき、当該使用料（加算がある場合は加算後の使用料。以下同じ。）の3割の額とする。

6 調理室及び会議室の冷房料は、専用使用するとき、当該使用料の3割の額とする。ただし、使用を希望しない場合は徴収しない。

7 備付物件の使用料は、5,000円を超えない範囲内で、規則で定める。

2 栗山駅南交流拠点施設サービス利用料

(1) 個人使用

区分	料金（1回につき）
会議室1	5,000円を超えない範囲内で、規則で定める額
会議室2	

別表第2（第7条、第15条関係）

区分	料金（1日につき）	
物品の販売	占有面積に1m ² 当たり100円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額	
興行等	営利・宣伝を目的としないもの	占有面積に1m ² 当たり100円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
	営利・宣伝を目的とするもの	占有面積に1m ² 当たり200円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額